

証券コード 1380
2024年6月12日

株 主 各 位

山口県山口市仁保下郷10317番地
株 式 会 社 秋 川 牧 園
代表取締役社長 秋 川 正

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.akikawabokuen.com/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「私たちについて」「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「秋川牧園」又は「コード」に当社証券コード「1380」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午後2時
2. 場 所 山口県山口市湯田温泉4丁目5番2号
かめ福オンプレイス 2階 ロイヤルホール東
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第45期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第45期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項のうち、連結計算書類の注記事項及び計算書類の注記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、お送りする書面には記載しておりません。

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国の経済は、コロナ禍の収束に伴って社会経済活動の正常化が進んだものの、国際情勢の悪化、円安の進行、物価の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続きました。食品業界につきましては、原材料や人件費など様々なコストが上昇する中で、実質所得の減少を背景とした消費者の節約シフトが進んでおり、厳しい事業環境となっております。

当社グループにつきましては、冷凍加工食品を中心に販売が好調に推移したことに加え、製品の値上げ効果もあり、売上高は増加しました。利益面につきましては、販売増及び値上げ効果がありましたが、間接部門における今後の成長に向けての積極的な支出の増加や、原材料及び人件費などのコストアップ要因により減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、73億92百万円（前連結会計年度比4.6%増）、営業利益は11百万円（同40.7%減）、経常利益は1億53百万円（同36.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は98百万円（同37.0%減）となりました。なお、営業利益が経常利益と比較して少額となっておりますが、これは、飼料価格の高騰時に備えた、国、飼料メーカー、生産者の積立金を財源とする、飼料価格安定基金からの補填金収入（82百万円）及び飼料高騰に伴う地方自治体からの補助金収入（55百万円）を営業外収益で計上していることが主な要因であります。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業区別	売上高（百万円）		営業利益（百万円）	
	第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)
生産卸売事業	5,375	5,735	318	378
直販事業	1,695	1,656	108	73

(生産卸売事業)

生産卸売事業につきましては、主な販売先である生活協同組合において、冷凍加工食品を中心に販売が好調に推移したことに加え、製品の値上げ効果もあり、売上高は増加しました。利益面につきましては、原材料価格や人件費の上昇、鶏肉一次処理場の歩留り悪化などのコストアップ要因がありましたが、販売増及び値上げによる効果等により増益となりました。

この結果、生産卸売事業の売上高は、57億35百万円（前連結会計年度比6.7%増）、営業利益は3億78百万円（同19.1%増）となりました。

(直販事業)

当社の食を中心とした安心・安全な食品を全国の個人の消費者に直接お届けする直販事業につきましては、値上げ効果はありましたが、コロナ禍の収束に伴う宅配特需からの反動減により売上高は対前年比で減少しました。利益面につきましては、売上の減少要因に加えて、新たに建設した物流センターの什器・備品の購入費用及び減価償却費、人件費の上昇などのコストアップ要因により減益となりました。

この結果、直販事業の売上高は、16億56百万円（前連結会計年度比2.3%減）、営業利益は73百万円（同32.4%減）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資額は10億25百万円であり、この中には鶏卵生産の子会社である(有)篠目三谷における定期的な採卵鶏の取得（1億48百万円）を含んでおります。

これ以外で主なものは、当社における直販事業の物流センター新築工事一式（6億15百万円）、冷凍食品工場の凍結設備の更新工事（1億71百万円）などです。

③資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、当社において銀行などからの借入により9億60百万円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高(千円)	6,417,643	6,638,727	7,070,463	7,392,457
経 常 利 益(千円)	288,370	237,370	242,195	153,574
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	169,973	159,570	156,042	98,290
1株当たり当期純利益	40円77銭	38円27銭	37円43銭	23円58銭
総 資 産(千円)	5,378,494	5,593,521	6,073,371	7,050,478
純 資 産(千円)	1,920,136	2,035,437	2,138,092	2,187,079
1株当たり純資産額	460円17銭	487円68銭	512円11銭	523円57銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
有限会社篠目三谷	10,000千円	49%	鶏 卵 の 生 産
株式会社ゆめファーム	500	48	青 果 の 生 産
秋川牧園(常州)農業有限公司	202,500	100	中国国内における若鶏の生産・販売
有限会社菊川農場	3,000	100	若 鶏 の 生 産
株式会社チキン食品	60,000	100	生 鳥 の 処 理
有限会社むつみ牧場	3,000	48	原 乳 の 生 産

- (注) 1. (有)篠目三谷、(株)ゆめファーム及び(有)むつみ牧場については、持分の取得及び取引関係により、実質的に支配していると認められる状況であるため、連結の範囲に含めるものであります。
2. 2024年3月15日に秋川牧園(常州)農業有限公司の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

世界的な商品価格の上昇基調と円安、そして深刻化する人手不足を背景として、広範囲でのコストアップが持続し、その長期化リスクが高まっています。当社グループではそのような中でも持続的な成長に向けて、人財力、ブランド力、事業競争力をさらに高めるため、2024年4月からスタートした新・中期計画の7つの基本戦略を柱に様々な課題に取り組んでまいります。

①人財戦略

持続的な成長に向けて一番の鍵となる人財力を高めるため、社員が安心してチャレンジできる環境づくり、人財マネジメントの強化、社員満足度の向上、人事部門の強化など、様々な課題に取り組んでまいります。

②ファン化戦略

秋川牧園の食をより多くの方に食べていただき、また食の安心・安全の大切さや秋川牧園の様々な取り組みの情報発信を強化することで、秋川牧園ファンを増やし、ブランド力をさらに高めてまいります。

③鶏肉・冷食事業の変革

日本の人口減少と人手不足の深刻化が進む中でも、鶏肉・冷食事業をさらに成長させるため、冷食の商品構成の成型品シフト、機械化及びI T化、商品開発の強化、販売・製造計画の精緻化など、様々な変革を進めてまいります。

④直販事業の強化

直販事業の成長力を高めていくために、ベースとなるブランド力の向上、会員様限定商品の開発、ユーザビリティの改善、顧客との関係づくりの高度化など、事業の独自性と競争力の強化に取り組んでまいります。

⑤中国鶏肉事業の基盤の確立

2024年3月より当社グループの連結子会社となった秋川牧園（常州）農業有限公司ですが、販路の拡大、鶏の無投薬飼育技術のさらなる安定化、加工における品質管理の強化などにより、事業基盤の確立に取り組んでまいります。

⑥サステナビリティ戦略

サステナビリティ推進委員会を設置し、脱炭素、脱プラ、地域連携の強化など、総合的な取り組みを全社的に進めます。また、野菜や穀類の生産を起点にした土の分野の事業化にチャレンジし、深刻化する中山間地の農業問題への貢献を目指します。

⑦食の信頼

秋川牧園の食の信頼を引き続き守っていくため、品質管理及び生産管理をさらに強化していきます。また、消費者からの期待に応えるためにも、商品力の強化や各現場での改善活動による生産性の向上にも継続的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主要な商・製品
生産卸売事業	食肉 冷凍加工食品 鶏卵 牛乳 乳製品
直販事業	食肉 冷凍加工食品 鶏卵 牛乳 乳製品 青果 一般食品等の宅配

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

当 社	本社及び工場：山口県山口市 大阪事業所：大阪府茨木市
有限会社篠目三谷	本社：山口県山口市
株式会社ゆめファーム	本社：山口県山口市
秋川牧園（常州） 農業有限公司	本社：江蘇省常州市（中華人民共和国）
有限会社菊川農場	本社：山口県下関市
株式会社チキン食品	本社：山口県山口市 工場：熊本県玉名郡南関町
有限会社むつみ牧場	本社：山口県萩市

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
320名	17名増

(注) 従業員数は就業員数であり、上記の他、臨時社員及びパート社員が160名（年間の平均人員）おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社山口銀行	987,910千円
株式会社日本政策金融公庫	977,847千円
株式会社三菱UFJ銀行	335,026千円
株式会社みずほ銀行	271,641千円
株式会社西京銀行	255,998千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,179,000株
- ③ 株主数 2,064名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
秋川正	1,108,100株	26.6%
秋川實	434,000	10.4
秋川牧園職員持株会	282,900	6.8
株式会社山口銀行	200,000	4.8
秋川喜代子	131,000	3.1
秋川寿子	129,300	3.1
山口県信用農業協同組合連合会	120,000	2.9
伊藤忠飼料株式会社	106,000	2.5
秋川茂	69,600	1.7
株式会社西京銀行	50,000	1.2

（注）持株比率は自己株式数（9,878株）を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	秋 川 實	
代表取締役社長	秋 川 正	(株)ゆめファーム代表取締役社長 秋川牧園(常州)農業有限公司董事長
取 締 役	田 村 次 郎	生 産 部 長 (株)チキン食品代表取締役社長 (有)篠目三谷代表取締役社長
取 締 役	内 田 恭 彦	国立大学法人山口大学名誉教授 日本知的資産経営学会副会長
取 締 役	小 野 典 子	(株)アデリー代表取締役社長
常 勤 監 査 役	山 根 史 浩	
監 査 役	江 藤 龍 夫	菓 仙 石 灰 (株) 会 長 菓仙運輸(株)代表取締役社長
監 査 役	宇 佐 美 理 世	リソラ社会保険労務士法人代表社員 山口県社会保険労務士会会長

- (注) 1. 取締役内田恭彦氏及び取締役小野典子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役山根史浩氏、監査役江藤龍夫氏及び監査役宇佐美理世氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役山根史浩氏は、金融機関における長年の経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 当社は、社外取締役内田恭彦氏及び小野典子氏、社外監査役山根史浩氏、江藤龍夫氏、宇佐美理世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2023年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役徳光隆司氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の決定方針について

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、役員報酬委員会に諮問し答申を受けたうえで、取締役会において決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個人別の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及び退職慰労金を支払うこととする。

※取締役の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第44回定時株主総会において、年額60百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議している。

b. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の役位、担当職務、業績等を総合的に勘案して決定する。

c. 業績連動型報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動型報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、業績を反映した現金報酬として、月例の基本固定報酬に加算して支給する。業績連動型報酬は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

d. 退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

退職慰労金は、在職中の職務に対する対価の一部として、報酬額、在任年数等に応じた当社「役員退職慰労金規程」に従い退職時に支給するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金の支給割合は、株主総会で決議されている総額の範囲内で、会社の経営成績、従業員とのバランス、過去実績、内規等を総合的に勘案し決定する。

f. 報酬決定のプロセス

取締役の報酬の額及び算定方法を決定する方針については、株主総

会にて決議された報酬限度額の範囲内で、役員報酬委員会による審議を経て、当社取締役会が決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が取締役会決議により委任を受けるものとし、代表取締役社長は役員報酬委員会の答申を尊重し、個人別の報酬の額を決定する。ただし、代表取締役会長及び代表取締役社長の報酬等の額については、役員報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議をもって決定する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	基本報酬の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2)	40,946千円 (3,630)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	6,480 (6,480)
合 計	9	47,426

- (注) 1. 上表には、2023年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第44回定時株主総会において年額600万円以内(うち社外取締役分800万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち社外取締役2名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月25日開催の第29回定時株主総会において年額100万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち社外監査役3名)です。
4. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額4,322千円(取締役5名に対し3,722千円(うち社外取締役2名に対し330千円)、監査役4名に対し600千円(うち社外監査役4名に対し600千円))が含まれております。
5. 取締役会は、代表取締役社長秋川正氏に対し各取締役(代表取締役社長及び代表取締役会長は除く)の個人別の報酬の額の決定を委任しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 内田恭彦氏
国立大学法人山口大学名誉教授及び日本知的資産経営学会副会長を兼職しておりますが、当社との特別な関係はありません。
- ・社外取締役 小野典子氏

㈱アデリー代表取締役社長であり、当社は同社との間に商品等の仕入れ販売の取引関係があります。

- ・ 社外監査役 江藤龍夫氏
薬仙石灰㈱会長及び薬仙運輸㈱代表取締役社長を兼職しておりますが、当社との特別な関係はありません。

- ・ 社外監査役 宇佐美理世氏
リソラ社会保険労務士法人代表社員及び山口県社会保険労務士会会長を兼職しておりますが、当社との特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 社外取締役 内田恭彦氏
当事業年度に開催した取締役会15回のうち14回に出席し、経営学博士としての豊富な経験と専門知識を活かし、社外取締役として適宜助言・提言をいただいております。

- ・ 社外取締役 小野典子氏
2023年6月27日就任以降、当事業年度に開催した取締役会15回のうち9回に出席し、社外取締役として適宜助言・提言をいただいております。

- ・ 社外監査役 山根史浩氏
2023年6月27日就任以降、当事業年度に開催した取締役会15回のうち9回に出席し、適宜助言・提言をいただいております。
また、2023年6月27日就任以降、当事業年度に開催した監査役会11回のうち9回に出席し、発言は出席の都度適宜に行われ、監査に関する重要事項の協議を行っております。

- ・ 社外監査役 江藤龍夫氏
当事業年度に開催した取締役会15回のうち9回に出席し、適宜助言・提言をいただいております。
また、当事業年度に開催した監査役会11回のうち7回に出席し、発言は出席の都度適宜に行われ、監査に関する重要事項の協議を行っております。

- ・ 社外監査役 宇佐美理世氏
当事業年度に開催した取締役会15回のうち14回に出席し、適宜助言・

提言をいただいております。

また、当事業年度に開催した監査役会11回のすべてに出席し、発言は出席の都度適宜に行われ、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非常勤社外取締役及び非常勤社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 昭和監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理規程を作成し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、経営管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、防疫及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は経営管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社グループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部門の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を監査役が出席する取締役会及び幹部会にて速やかに報告する。その他必要なことは、経営管理部長が随時監査役会へ報告する。
- ⑧ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役会長及び代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会、幹部会、各部門の経営検討会を毎月開催、全員集会を3回開催し、全社的な目標と業務の効率化を実現するための取り組みを行っております。
- ② 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査人を中心に内部統制が機能しているかの監査を行いました。また、内部統制強化委員会を開催し、内部統制の有効性についての評価と検証を行いました。
- ③ リスク管理につきましては、リスク管理ガイドラインに基づき企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施いたしました。

(7) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会のさらなる実効性の確保及び機能向上を目的に、評価アンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果について取締役会に報告の上、議論を行いました。

① 評価方法

- イ．2024年1月に監査役を含む全役員8名に対して、アンケートを実施した。
- ロ．2024年3月にアンケートの結果を踏まえて取締役会の実効性を評価した。

② アンケート項目

アンケートの主な項目は以下のとおりです。

- イ．取締役会の構成（構成人数、多様性など）
- ロ．取締役会の運営（開催頻度、審議時間、議案・資料の分量など）
- ハ．取締役会の議題（議題の選定、後継者計画、リスク管理、報酬など）
- ニ．取締役会を支える体制（外部専門家の助言、トレーニングの機会など）

③ 本年度の評価結果

すべての項目において特に大きな問題は認識されていないことなどから、取締役会の実効性は確保されていると判断しております。ただし、取締役会の運営（資料の内容・分量、事前の検討時間など）に関しては課題があるため、今後改善に向けて検討を進めてまいります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	【 2,861,155】	【流 動 負 債】	【 2,491,243】
現 金 及 び 預 金	696,356	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	456,195
売 掛 金	926,308	短 期 借 入 金	1,365,928
商 品 及 び 製 品	416,411	リ ー ス 債 務	20,343
仕 掛 品	428,244	未 払 法 人 税 等	30,016
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	239,360	賞 与 引 当 金	45,496
未 収 入 金	18,386	そ の 他	573,263
そ の 他	140,962	【固 定 負 債】	【 2,372,155】
貸 倒 引 当 金	△4,875	長 期 借 入 金	1,858,069
【固 定 資 産】	【 4,189,322】	リ ー ス 債 務	121,806
(有 形 固 定 資 産)	(3,867,605)	繰 延 税 金 負 債	10,165
建 物 及 び 構 築 物	1,858,948	退 職 給 付 に 係 る 負 債	320,466
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	554,700	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	61,647
使 用 権 資 産	157,493	負 債 合 計	4,863,398
土 地	1,083,788	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	82,011	【株 主 資 本】	【 2,136,702】
そ の 他	130,663	(資 本 金)	(714,150)
(無 形 固 定 資 産)	(38,572)	(資 本 剰 余 金)	(553,441)
の れ ん	5,168	(利 益 剰 余 金)	(874,992)
そ の 他	33,404	(自 己 株 式)	(△5,881)
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(283,144)	【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額】	【 46,131】
投 資 有 価 証 券	129,933	(そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金)	(51,579)
長 期 貸 付 金	485	(為 替 換 算 調 整 勘 定)	(△5,447)
繰 延 税 金 資 産	116,795	【非 支 配 株 主 持 分】	【 4,245】
そ の 他	35,929	純 資 産 合 計	2,187,079
資 産 合 計	7,050,478	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,050,478

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,392,457
売上原価	5,650,001
売上総利益	1,742,456
販売費及び一般管理費	1,730,701
営業利益	11,754
営業外収益	
受取利息	296
受取配当金	1,544
補助金収入	82,373
補助金収入	59,978
その他	15,065
営業外費用	
支払利息	15,318
その他	2,118
経常利益	153,574
特別利益	
固定資産売却益	3,291
補助金収入	18,843
特別損失	
固定資産売却損	616
固定資産除却損	2,130
減損損失	2,704
固定資産圧縮損	18,843
段階取得に係る差損	1,765
税金等調整前当期純利益	149,650
法人税、住民税及び事業税	58,005
法人税等調整額	△7,857
当期純利益	99,502
非支配株主に帰属する当期純利益	1,211
親会社株主に帰属する当期純利益	98,290

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	714,150	553,441	818,392	△5,880	2,080,103
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△41,691		△41,691
親会社株主に帰属する 当期純利益			98,290		98,290
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	56,599	△1	56,598
当連結会計年度末残高	714,150	553,441	874,992	△5,881	2,136,702

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	54,954	－	54,954	3,034	2,138,092
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△41,691
親会社株主に帰属する 当期純利益					98,290
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△3,375	△5,447	△8,822	1,211	△7,611
当連結会計年度変動額合計	△3,375	△5,447	△8,822	1,211	48,986
当連結会計年度末残高	51,579	△5,447	46,131	4,245	2,187,079

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	【 2,827,607】	【流 動 負 債】	【 2,486,398】
現 金 及 び 預 金	331,013	買 掛 金	967,934
売 掛 金	898,695	短 期 借 入 金	800,000
商 品 及 び 製 品	367,460	1年内返済予定の長期借入金	311,052
仕 掛 品	358,882	リ ー ス 債 務	3,125
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	77,608	未 払 金	187,220
前 払 費 用	14,137	未 払 費 用	133,376
短 期 貸 付 金	66,155	未 払 法 人 税 等	17,645
未 収 入 金	621,600	預 り 金	16,664
そ の 他	94,273	賞 与 引 当 金	41,456
貸 倒 引 当 金	△2,220	そ の 他	7,923
【固 定 資 産】	【 3,371,043】	【固 定 負 債】	【 1,715,199】
(有 形 固 定 資 産)	(2,482,764)	長 期 借 入 金	1,352,852
建 物	1,088,252	リ ー ス 債 務	2,403
構 築 物	167,710	退 職 給 付 引 当 金	298,297
機 械 及 び 装 置	360,450	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	61,647
車 両 運 搬 具	16,571		
工 具 器 具 備 品	36,081	負 債 合 計	4,201,598
動 物	6,121	(純資産の部)	
土 地	768,217	【株 主 資 本】	【 1,945,473】
建 設 仮 勘 定	39,359	(資 本 金)	(714,150)
(無 形 固 定 資 産)	(31,189)	(資 本 剰 余 金)	(554,541)
商 標 権	2,183	資 本 準 備 金	381,030
ソ フ ト ウ ェ ア	26,935	そ の 他 資 本 剰 余 金	173,511
そ の 他	2,070	(利 益 剰 余 金)	(682,663)
(投資その他の資産)	(857,088)	そ の 他 利 益 剰 余 金	682,663
投 資 有 価 証 券	129,933	繰 越 利 益 剰 余 金	682,663
関 係 会 社 株 式	251,933	(自 己 株 式)	(△5,881)
長 期 貸 付 金	436,204	【評 価 ・ 換 算 差 額 等】	【 51,579】
繰 延 税 金 資 産	112,311	(その他有価証券評価差額金)	(51,579)
そ の 他	8,394		
貸 倒 引 当 金	△81,688	純 資 産 合 計	1,997,052
資 産 合 計	6,198,650	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,198,650

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,381,201
売 上 原 価		5,653,935
売 上 総 利 益		1,727,265
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,604,262
営 業 利 益		123,003
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,379	
受 取 配 当 金	6,338	
補 助 金 収 入	1,158	
そ の 他	9,957	20,834
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,546	
そ の 他	651	14,197
経 常 利 益		129,639
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	35	
補 助 金 収 入	18,720	18,755
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	266	
固 定 資 産 除 却 損	575	
減 損 損 失	186	
固 定 資 産 圧 縮 損	18,720	
貸 倒 引 当 金 繰 入	10,637	30,385
税 引 前 当 期 純 利 益		118,008
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34,396	
法 人 税 等 調 整 額	△6,148	28,248
当 期 純 利 益		89,760

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 本 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	714,150	381,030	173,511	554,541	634,593	634,593	△5,880	1,897,404
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△41,691	△41,691		△41,691
当 期 純 利 益					89,760	89,760		89,760
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	48,069	48,069	△1	48,068
当 期 末 残 高	714,150	381,030	173,511	554,541	682,663	682,663	△5,881	1,945,473

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	54,954	54,954	1,952,359
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△41,691
当 期 純 利 益			89,760
自 己 株 式 の 取 得			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,375	△3,375	△3,375
当 期 変 動 額 合 計	△3,375	△3,375	44,693
当 期 末 残 高	51,579	51,579	1,997,052

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株 式 会 社 秋 川 牧 園
取 締 役 会 御 中

暁 和 監 査 法 人
広島事務所

代 表 社 員
業務執行社員 公認会計士 大 藪 俊 治
代 表 社 員
業務執行社員 公認会計士 日 浦 祐 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋川牧園の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋川牧園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容

は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する

ためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年 5 月 24 日

株 式 会 社 秋 川 牧 園
取 締 役 会 御 中

暁 和 監 査 法 人
広島事務所

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 大 藪 俊 治
代 表 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 日 浦 祐 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋川牧園の2023年4月1日から2024年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記事項）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記事項）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 暁和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 暁和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社秋川牧園 監査役会

常勤監査役 山根史浩 ⑩
(社外監査役)

社外監査役 江藤龍夫 ⑩

社外監査役 宇佐美理世 ⑩

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重視し、かつ、秋川牧園ブランドの確立と中長期的な成長に向けての積極的な投資と堅実な財務体質を両立することを基本方針としております。

第45期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、41,691,220円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(5名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	再任 あきかわ ただし 秋川 正 (1966年5月10日生)	1989年4月 当社入社 1989年5月 同 取締役 1990年5月 同 取締役経理部長 1992年5月 同 取締役経営管理部長 1993年5月 同 常務取締役 1996年1月 同 常務取締役経営企画室長 兼営業本部長 2000年3月 同 常務取締役兼(株)スマイル生活 代表取締役社長 2004年8月 同 専務取締役 2005年6月 同 代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] (株)ゆめファーム代表取締役社長 秋川牧園(常州)農業有限公司董事長	1, 108, 100株
2	再任 たむら じろう 田村 次郎 (1960年11月9日生)	1988年9月 当社入社 1988年11月 同 食鶏工場工場長 1995年5月 同 第一事業部長 1998年6月 同 取締役第一事業部長 2004年8月 同 取締役ミート事業部長 2006年4月 同 取締役生産部長(現任) [重要な兼職の状況] (株)チキン食品代表取締役社長 (有)篠目三谷代表取締役社長	36, 600株
3	新任 かむむら ようすけ 河村 洋亮 (1971年9月23日生)	1995年4月 当社入社 2015年5月 同 製造部長(現任)	7, 000株
4	新任 はらだ よしと 原田 良人 (1976年5月4日生)	1999年12月 当社入社 2014年5月 同 経営管理部長(現任)	8, 500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
5	再任 社外 独立 うちだ やすひこ 内田 恭彦 (1962年12月13日生)	1989年4月 ㈱リクルート入社 2004年4月 国立大学法人神戸大学経営学研究科 助教授 2006年4月 国立大学法人山口大学経済学部准教授 2008年8月 同 教授 2019年6月 当社社外取締役 (現任) 2024年3月 国立大学法人山口大学名誉教授 (現任) 2024年4月 龍谷大学政策学部教授 (現任) [重要な兼職の状況] 龍谷大学政策学部教授 国立大学法人山口大学名誉教授 日本知的資産経営学会副会長	-
6	再任 社外 独立 おの のりこ 小野 典子 (1972年1月28日生)	1993年6月 ㈱アデリー入社 2013年6月 同社代表取締役社長 (現任) 2023年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱アデリー代表取締役社長	-

- (注) 1. 秋川正氏は当社の子会社である㈱ゆめファーム及び秋川牧園(常州)農業有限公司の代表取締役社長及び董事長であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係、資金貸付等の関係があります。
2. 田村次郎氏は当社の子会社である㈱篠目三谷及び㈱チキン食品の代表取締役社長であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係、資金貸付等の関係があります。
3. 小野典子氏は㈱アデリーの代表取締役社長であり、当社は同社との間に商品等の仕入れ販売の取引関係があります。
4. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 河村洋亮氏と原田良人氏の所有する当社の株式数には、秋川牧園職員持株会における本人持分を含めて記載しております。
6. 内田恭彦氏は、社外取締役候補者であります。
7. 内田恭彦氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、経営学博士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、引き

続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

8. 内田恭彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
9. 小野典子氏は、社外取締役候補者であります。
10. 小野典子氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、企業経営に関与されている識見と経験から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
11. 小野典子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
12. 当社は、内田恭彦氏と小野典子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
13. 当社は、内田恭彦氏及び小野典子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます秋川實氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に沿って、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告9頁から11頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あきかわ 秋川 実	1979年5月 当社代表取締役社長 2005年6月 同 代表取締役会長 (現任)

以上

株主総会会場ご案内図

かめ福オンプレイス 2階 ロイヤルホール東
山口県山口市湯田温泉4丁目5番2号
電話 083-922-7000

会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。



【お車をご利用の方】

会場ホテルの駐車場が満車の場合は、隣接（徒歩1分）の湯田パーキングをご利用ください

中国自動車道小郡IC及び湯田温泉スマートICより車で10分

【鉄道山口線をご利用の方】

湯田温泉駅から徒歩10分

【バスをご利用の方】

湯田温泉停留所より徒歩3分